

教育委員会の懲戒処分一覧

(R5. 4. 1～現在)

処分年月日	所属部局 職位 年齢	処分内容	処分理由
R7. 9. 17	小学校 養護教諭 29歳	停職 1月	<p>被処分者は、令和7年4月25日（金）、長野駅前において職場の有志による懇親会に出席し、午後7時頃から午後11時頃までの間に、2軒の飲食店で飲酒した。自宅最寄り駅まで電車で移動した後、自転車を押して歩いていたが、「早く帰りたい」との理由から自転車に乗って走行を開始した。途中でパトロール中の警察官に呼び止められ、検査の結果、呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで検挙された。</p> <p>被処分者は、令和7年6月16日（月）、長野簡易裁判所より道路交通法違反（自転車の酒気帯び運転）の罪で罰金10万円の略式命令を受け、これを納付した。</p>
R7. 9. 17	高校 教諭 61歳	戒告	<p>被処分者は、令和7年5月20日（火）、公務で小型乗用車を運転中、岡谷市内の国道20号線において、時速31km超過により速度違反取締中の警察官に検挙され、佐久簡易裁判所より罰金6万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R7. 9. 17	特別支援 学校 教諭 29歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年7月1日（土）午前10時30分頃、私用で自家用車を運転中、信号機のない交差点で安全確認を怠ったことにより、左方道路から進行してきた普通乗用自動車に気づくことが遅れ、自車左前部を被害者の車右側前部に衝突させて路外の畠に逸脱させ、被害者に、全治約3ヶ月を要する軸椎骨折の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、令和5年10月17日（火）、簡易裁判所から過失運転致傷の罪で罰金50万円の略式命令を受け、令和5年10月27日（金）に納付した。</p>
R7. 6. 12	中学校 教諭 55歳	減給 1/10 1月	<p>被処分者は、令和6年8月10日（土）午後3時35分頃、私用で普通乗用自動車を運転して安曇野市内の県道を走行中、考え方をしながら漫然と運転していたことにより対向車線に進入し、対向進行してきた相手方の普通乗用自動車の前部に自車の前部を衝突させた。これにより、相手方車両の同乗者に全治約3か月のけがを、自車の同乗者に全治約14日のけがを負わせた。</p> <p>被処分者は、同年12月24日（火）、佐久簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反・過失運転致傷の罪で罰金50万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R7. 6. 12	小学校 教諭 36歳	減給 1/10 1月	<p>被処分者は、授業中に騒ぐなどの行動を行う児童に、その都度口頭により指導していた。しかし、他の児童の学習活動の妨げになることを心配し、令和6年7月頃から令和7年3月上旬までのいずれかの日に、授業中の教室等で、右手の指の部分で頭や頬を叩く体罰を、児童5名に対して複数回行った。さらに、2学期終わりから3学期にかけてのいずれかの日に、授業中の教室等他の児童がいる前で、「くす」「死ね」「消えろ」といった人格を否定する言辞を、児童6名に向けて複数回発した。</p>
R7. 3. 26	高校 教諭 64歳	免職	<p>被処分者は、令和6年12月25日（水）、上田市内の飲食店で忘年会に参加し、2次会まで飲酒した。</p> <p>その後、勤務校の駐車場に駐車しておいた自家用車を乗り出し、道路脇に敷設されたガードポールに衝突する事故を起こした。代行業者で、いったん自宅へ帰宅後に、家族と共に上田署に出頭した。</p> <p>警察での取り調べの後、1月17日（金）に書類送致され、3月6日（木）酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、令和6年12月25日午後10時55分頃、長野県上田市天神付近道路において、普通乗用自動車を運転したこ</p>

			とによる道路交通法違反で起訴された。
R7. 3. 26	中学校 教諭 29歳	免職	<p>被処分者は、令和6年11月22日（金）、飯田市内で行われた職場の有志による慰労会に出席し、午後6時40分頃から翌日午前0時30分頃までの間に2軒の飲食店で飲酒した後、タクシーで帰宅した。午前1時頃、酒席会場近くの駐車場に停めた自家用車内に私物を取りに戻ろうと別の自家用車で乗り出し、午前1時20分頃、同市内の市道を走行中、対向車線に進入して対向車と正面衝突する物損事故を起こした。その場で警察官による呼気検査を受け、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールが検出されたため現行犯逮捕された。</p> <p>被処分者は、令和7年1月31日（金）、飯田簡易裁判所から道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で罰金50万円の略式命令を受け、これを納付した。</p>
R6. 12. 26	高校 講師 20代	免職	被処分者は、令和6年3月から同年4月にかけて複数回、令和5年度に勤務していた学校の生徒1名に対し、児童生徒性暴力等を行った。
R6. 12. 26	高校 会計年度 任用職員 65歳	免職	<p>被処分者は、令和6年9月23日（月）午後、自宅で飲酒した後、午後6時頃自家用車を運転し買い物に出かけた。その途中、被処分者にクラクションを鳴らされた住民が警察に通報し、自宅に到着した警察官による呼気検査の結果、呼気1リットルあたり0.3 mgのアルコールが検知された。</p> <p>被処分者は、令和6年11月25日（月）、道路交通法違反により罰金30万円の略式命令を受け、令和6年12月10日（火）に納付した。</p>
R6. 12. 16	高校 教諭 31歳	免職	<p>被処分者は、令和5年1月から令和5年4月にかけて複数回、18歳未満の者1名に対し、児童生徒性暴力等を行った。</p> <p>令和6年7月16日（火）児童福祉法違反の疑いで逮捕。同年11月13日（水）に長野地方裁判所上田支部で初公判が行われ、罪を認め即日結審。同年12月2日（月）に懲役3年（執行猶予5年）の判決を受けた。</p>
R6. 8. 27	高校 校長 57歳	戒告	被処分者は、令和4年度、教頭として勤務していた際、業務で用いるために私用のUSBメモリに生徒の個人情報（全校生徒に関する氏名・生年月日・保護者氏名・住所等369名分及び、当時2年生の1年次の英語テスト結果130名分）を保存し、緊急業務の対応のため校外に持ち出し、そのUSBメモリを紛失した。これを拾得した者に個人情報が漏洩してしまう事案を起こした。
R6. 6. 11	高校 教頭 55歳	減給 1/10 1月	<p>被処分者は、教諭として勤務していた高校の部活動の会計担当者をして令和3年度から令和4年度までの間、当該の部においては部費会計の支出に関する規定が存在していなかったことから会計担当者の判断で支出できると考え、休日勤務の手当、休日の大会や練習試合の引率に係る交通費（自校での練習試合を含む）合計190,090円を部費から支出、受領した。</p> <p>なお、この190,090円は全額本人から部費会計に返金されている。</p>
R6. 6. 11	高校 教頭 54歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年4月22日（土）午後3時5分頃、私用で自家用車を運転し、飯山市内を新潟県十日町市方面から中野市方面に向かい走行中、眠気を催し、漫然状態のまま飯山市常盤付近で対向車線にはみ出し、それを避けようとした被害者運転の普通乗用車左側面部に自車左前部を衝突させ、同人に加療約35日間の傷害を負わせた。</p> <p>その後、10月23日（月）に長野簡易裁判所から過失運転致傷の罪で罰金50万円の略式命令を受け、11月2日（木）に納付した。</p>
R6. 6. 11	小学校 教諭 34歳	戒告	被処分者は、令和5年10月1日（日）午後4時55分頃、学校での仕事を終えて帰宅しようと自家用車を運転中、長野市内の信号機のない交差点で、一時停止後、安全を十分確認しないまま右折して優

			<p>先道路に進出しようとしたところ、右方道路から直進してきた被害者の自動二輪車と自車右前部とを衝突させて転倒させ、被害者に全治約90日間のけがを負わせた。</p> <p>被処分者は、令和6年1月4日（木）、長野簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反・過失運転致傷の罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R6.6.11	小学校 教諭 40歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年12月31日（日）午後3時37分頃、私用で自家用車を運転中、千曲市内の信号機のない交差点で、一時停止後、安全を十分確認しないまま右折しようとして、反対方向から直進してきた被害者の自転車に自車右前部を衝突させて転倒させ、被害者に全治約3か月のけがを負わせた。</p> <p>被処分者は、令和6年3月4日（月）、上田簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反（過失運転致傷）の罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R6.3.26	高校 講師 20代	免職	<p>被処分者は、令和5年12月から令和6年2月にかけて複数回、校内外において、自校の生徒1名に対し、児童生徒性暴力等を行った。</p>
R6.3.26	中学校 教諭 41歳	免職	<p>被処分者は、盗撮動画を販売して副収入を得ようと考えるに至り、令和5年5月、中信地方の施設内において、更衣中の18歳未満の者を撮影した。</p> <p>被処分者は、令和5年12月1日（金）に長野県迷惑行為等防止条例違反で長野地方裁判所松本支部に起訴された。</p>
R6.3.26	中学校 教諭 50代	免職	<p>被処分者は、令和4年10月から令和5年7月までの間に、自校の生徒1名に対し、一方的に好意を寄せ、気を引こうと、教員としての立場を利用して性的羞恥心を害する言動を執拗に繰り返したことにより、当該生徒に強度の心的ストレスを与えた。</p>
R6.3.26	小学校 教諭 55歳	免職	<p>被処分者は、令和5年12月17日（日）午前6時頃から午後4時頃の間に、自家用車を運転して上田市内のコンビニエンスストア4店舗をめぐり、酒を購入し、その都度店舗等の駐車場に止めた車内で飲酒した。午後3時50分頃、コンビニエンスストアの駐車場内で、自車の前部左側を駐車中の普通乗用自動車の前部左側に接触させる物損事故を起こした。その後、警察官による呼気検査を受け、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。</p> <p>被処分者は、令和6年2月29日（木）に、長野地方検察庁上田支部から長野地方裁判所上田支部に道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で起訴された。</p>
R6.3.26	小学校 教諭 60歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年11月7日（火）午前7時50分頃、通勤のため自家用車を運転していて、公道から校地内に入ろうと、手前から左折のワインカーを出し、安全を確認しながら時速約10kmの速度で左折したところ、歩道を自転車で同方向に走行していた被害者と衝突し、被害者に全治約90日間の傷害を負わせた。</p>
R5.11.21	高校 会計年度 任用職員 44歳	停職 2月	<p>被処分者は、南信地区のコンビニエンスストアにおいて、令和5年8月中旬から9月12日までの間、4回にわたり洋酒、缶ビール等（計9,200円相当）を窃取した。</p>
R5.11.21	小学校 教諭 53歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年3月9日（木）午前7時25分頃、通勤のため自家用車を運転中、千曲市内の自宅敷地内から県道に入ろうとして、安全を十分に確認しないまま後退していて、左方道路を走行してきた被害者が運転する自転車に気付かず、自転車の前輪部と自車の左側面後部を衝突させ、被害者を転倒させた。これにより、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、同年5月2日付けで上田区検察庁から自動車運転死</p>

			傷処罰法(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)違反(過失運転致傷)で起訴され、同年5月15日付で上田簡易裁判所から同罪により罰金50万円の略式命令を受け、納付した。
R5.11.21	小学校 教諭 32歳	戒告	<p>被処分者は、令和4年3月27日(日)午後4時20分頃、私用で自家用車を運転し、兵庫県宝塚市内の県道を時速30kmで走行していたところ、自転車で歩道上を同方向に向かって直進していた被害者が、右折して信号機のない横断歩道を渡ろうとしたことに気付くのが遅れたため、急ブレーキを踏んだが間に合わず、自転車の右側面部と自車の左前部を衝突させた。これにより、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、自動車運転死傷処罰法(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)の過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕、翌日釈放された後、令和4年10月28日付で、諏訪区検察庁において不起訴処分となった。</p>
R5.9.14	小学校 講師 40代	停職 3月	被処分者は、令和4年9月頃から令和5年7月までの間、校内において、自校の児童1名に対し、情緒の安定に必要との誤った判断により、性的羞恥心を害する言動を複数回行った。
R5.9.14	小学校 教諭 30代	停職 1月	被処分者は、令和4年7月に、管理職から、子どもとの距離感について指導を受けたにも関わらず、令和5年3月まで、校内において、自分に近寄ってこない自校の複数名の児童に対し、意思疎通のために必要と考え、性的羞恥心を害する言動を複数回行った。
R5.9.14	中学校 教諭 45歳	減給1/10 3月	被処分者は、令和5年4月23日(日)夜、学校行事の慰労会の2次会終了後、さらに飲食を重ねようと、帰路についていた同僚女性教職員を追いかけて二人きりになり、相手の意思を無視して、手を引き連れ回した後、複数回抱きしめた。このことにより、女性教職員は心的ストレスによる精神疾患を患った。
R5.7.24	高校 会計年度 任用職員 35歳	停職 1月	被処分者は、日本への入国の際に、2021年1月25日から1年間有効である国際運転免許証の開始年月日を2022年1月25日に書き換えた。入国後、免許の有効期限が切れていることを認識しながら、令和4年1月25日から約1年3ヶ月にわたり、通勤も含めた公務等に自動車を使用していたが、令和5年5月10日に物損事故を起こし、無免許運転が発覚した。
R5.5.23	高校 教諭 33歳	免職	<p>被処分者は、令和4年11月20日(日)午後7時頃、長野県佐久市内の温泉の男性用脱衣場において、スマートフォンで脱衣中の複数名の動画を撮影した。撮影に気が付いた利用客により従業員へ引き渡され、従業員が警察に連絡した。</p> <p>この行為により、被処分者は令和5年3月27日(月)に長野県迷惑行為等防止条例違反で略式起訴され、4月3日(月)、長野簡易裁判所において、罰金40万円の略式命令が出され、4月13日(木)に納付した。</p>
R5.5.23	中学校 講師 40代	免職	被処分者は、令和5年4月3日(月)に北信地区中学校教員に臨時に任用される際、過去に他都道府県において自校生徒へのわいせつ行為により懲戒免職処分を受けていたにも関わらず、職歴等の履歴事項に事実とは異なる記載をした履歴書を長野県教育委員会に提出した。